



南風原町公告第2号
令和8年2月3日

防犯カメラ緊急整備事業に係る制限付一般競争入札の実施
及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により制限付き一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び南風原町契約規則（平成20年4月1日規則第11号）第5条の規定により、次のように公告する。

なお、本契約に係る制限付一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出すること。

南風原町長 赤嶺 正之



1. 入札に付する事項

件 名：防犯カメラ緊急整備事業 防犯カメラ更新工事

工事内容：別添「仕様書」のとおり

工 期：契約締結日から令和8年3月27日まで

2. 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

（4）期限の到来している町県民税を完納していること。

（5）沖縄県内に本社又は営業所等を有していること。

（6）本工事を適切に施工できる体制を有し、第2級電気工事監理技士以上の資格を有する主任技術者を配置できること。また、国・地方公共団体等の類似の

業務を受託した実績を有する者であること。

3. 入札参加希望者の申請方法及び受付期間等

(1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することができない。

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの）
- ウ 印鑑証明書（原本）及び使用印鑑届
- エ 町県民税の滞納がない証明書（発行から3ヶ月以内のもの。写し可）
- オ 業務実績書（様式第2号）

※「令和7・8年度南風原町入札参加有資格業者名簿」に登録されている業者については、イ及びウの提出の必要なし。

(3) 提出方法 前号に掲げる書類のデータを電子メールにて提出後、電話にて到達確認を行うこと。また、原本は入札時に提出すること。

E-mail : H8894415@town.haebaru.lg.jp

電話 : 098-889-4415

南風原町総務部 総務課 津波古

(4) 提出期限 電子メールによるデータの提出期限 令和8年2月10日(火)
午後5時

※原本は入札時に提出すること。

(5) その他

- ア 提出する書類の作成及び提出に係る費用は、申込者が負担すること。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出された書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- オ 提出期限までに提出書類を提出しない者の入札参加は認めない。

4. 入札参加資格の確認結果

令和8年2月12日(木)午後5時までに、申請者に対し入札参加資格結果を電子メール及び電話にて通知する。認定を受けたものに限り入札に参加することができる。ただし、入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠くこと等が判明した場合は、その確認結果を取り消す。

5. 本件入札に関する質問及び回答

- (1) 受付期限 公告の日から令和8年2月5日（木）午後5時まで
 - (2) 質問方法 質問書（様式第3号）に質問事項を記載のうえ電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。
 - (3) 提出先 E-mail : H8894415@town.haebaru.lg.jp 電話 : 098-889-4415
南風原町総務部総務課 津波吉
 - (4) 回答 令和8年2月6日（金）午後5時までに南風原町ホームページに回答を掲示
- ※電話及び口頭による個別の対応はしない。
※質問がなかった場合には回答を掲載しない。

6. 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月13日（金）午後3時
- (2) 場所 南風原町字兼城686番地 南風原町役場庁舎3階 庁議室

7. 入札方法

- (1) 入札書（様式第4号）は持参により提出すること。電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする。
- (4) 初回入札時に積算内訳書（様式第5号）を提出すること。初回入札金額と積算内訳書の金額は同額とすること。

8. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は、入札額の100分の5以上を納付すること。ただし、南風原町契約規則第9条に該当する場合は免除等をすることができる。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、南風原町契約規則第33条に該当する場合は免除等をすることができる。

9. 前金払その他契約金の支払方法及び条件

- (1) 契約締結後受注者は、請負代金額が150万円以上の場合には、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に

請求することができる。

(2) 契約締結後受注者は、完成検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。南風原町は、受注者より請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払う。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者がした入札

- (2) 委任状（様式第6号）を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者が代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の標記金額を訂正した入札、又は￥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を使用して記載された入札
- (11) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10. その他

- (1) 入札説明会は開催しません。
- (2) その他の事項について、入札心得を確認すること。

11. 問い合わせ先

南風原町総務部総務課 担当 津波古

〒901-1195 南風原町字兼城686番地

電話番号：098-889-4415 FAX番号：098-889-7657

E-mail：H8894415@town.haebaru.lg.jp